

# 落とし物や忘れ物の取扱方法を定めた遺失物法が変わります。 新しい遺失物法は平成19年12月10日に施行されます。



⑥ → ③

落とし物や忘れ物の  
**保管期間が3か月**  
になります

これまでは警察署に拾得物が届けられた場合、落とし主を探し、また、落とし主から連絡を待つ期間は6か月でしたが、その期間が3か月に変更されます。



落とし物や忘れ物の情報が  
**インターネットで公表**  
され、探しやすくなります

各都道府県内で取り扱われた拾得物に関する情報がホームページに公表されます。

<http://www2.pref.shimane.jp/police/>



携帯電話やカード類など  
**個人情報**が入った物については、  
拾った人が**所有権を取得できない**  
こととなります

携帯電話やカード類などの個人情報が入った拾得物については、個人情報の保護等の観点から、落とし主が見つからない場合でも、拾得者に所有権が移転しないこととなります。



公共交通機関や店舗など  
多くの落とし物や忘れ物を取り扱う事業者を  
対象に**特例施設占有者制度**が  
新設されます

一定の公共交通機関及び都道府県公安委員会から指定を受けた施設の占有者(特例施設占有者)は、2週間以内に拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その拾得物を自ら保管できるようになります。



傘や衣類など  
大量・安価な物等は、2週間以内に  
落とし主が見つからない場合は、  
**売却**できることとなります

拾得物は、これまで一律に6か月間保管されていましたが、警察署長と特例施設占有者は、傘・衣類等の大量・安価な物や保管に不相当な費用を要する物については、2週間以内に落とし主が見つからない場合は、売却等の処分ができることとなります。



動物愛護法の対象となった  
**犬・ねこ**は、  
**遺失物法の対象外**となります

動物愛護法の規定による引取りの対象となった「所有者が判明しない犬又はねこ」については、遺失物法が適用されず、都道府県等がこれを引き取ることとなります。

## 有線電話番号の異動

【休止解除】  
○阿井・川東  
板持 清美  
62-0540

【名義変更】  
○三成  
山田弘三(板金) 山田紀子  
山田板金(山田 満)  
○阿井・小阿井  
藤原 秀夫(藤原 良)  
藤原 秀夫  
藤原 秀夫

○横田・五反田  
金氏 善子  
平田 数恵  
○馬木・小馬木本郷  
安部 久雄  
○八川・古市  
安部 修  
松崎 正直  
○松崎  
松崎 幸子  
○馬木・小馬木本郷  
藤原 久吉  
藤原 ナツエ

## 「自衛官募集のお知らせ」自衛隊生徒を募集します。

### 〔自衛隊生徒の概要〕

陸上自衛隊では、若きエンジニアを養成し、優れた最新装備を駆使できる専門技術者を求めるため、中学校卒業者を対象に採用する制度です。

### 〔教育及び卒業資格〕

自衛官として必要な防衛教育、各種技術の基礎等の教育や各種訓練などを受けながら、入隊と同時に高等学校の通信制課程に入学し、高等学校の普通科と同等の教育を学び、生徒教育3年修了時には、高等学校の卒業資格を取得できます。陸上自衛官として勤務し、給与等を支給されながら高等学校教育を受けることができます。

なお、高等学校(通信制)入学は神奈川県立湘南高等学校です。

### 〔受付期間〕

平成19年11月1日(木)から平成20年1月8日(火)

### 〔応募資格〕

平成20年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で中学校卒業者又は中等教育学校の前期課程修了者

### 〔採用試験〕

平成20年1月12日(土)

### 〔試験場所〕

自衛隊島根地方協力本部(松江市学園1-1-14)  
出雲市合同庁舎(出雲市大津町1-1-39)

### 〔合格発表〕

浜田市合同庁舎(浜田市片庭町2-5-4)

### 〔採用時期〕

第1次合格発表 平成20年1月21日(月)  
平成20年4月上旬

### 〔問い合わせ先〕

自衛隊島根地方協力本部  
松江募集案内所(電話085522246537)にお問い合わせ下さい。

<http://www.mod.go.jp/pc/shimane>